

新しい司法書士像を求めて

ザ・フォーラム

《季刊》2005.7 No.63

発行

司法書士・行政書士
丹羽正夫事務所

〒461-0017
名古屋市東区東外堀町32
番地 鈴木ビル4F
TEL 052-962-9693
FAX 052-962-9633
E-mail info@niwaoffice.com
URL http://www.niwaoffice.com/

登記・法律問題など、
お困りのことがござい
ましたら、お気軽にご
相談ください。



個人情報保護法と法律家の役割

司法書士 丹羽 正夫

すでにご存じの方も多いと思うが、本年四月一日から「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)が全面施行された。IT化社会の進展に伴い、企業活動のさまざまな場面で個人情報を大量に取得し、それを活用する動きが活発化している。一方で、ヤフーBB・コスマカード・みちのく銀行事件など、大量の個人(信用)情報が流出・紛失する事件が相次いで発生し、大きな社会問題となっている。

このような社会状況を受けて、本法は、個人情報の取扱の基本的な考え方を定めるとともに、個人情報を取り扱う民間事業者が遵守すべき義務(利用目的の特定・公表、利用目的範囲内での取扱、適正取得、安全確保、第三者提供の制限等)とそれらに違反した場合の罰則等を規定したものである。

誌面の関係から詳細には触れられないが、本法を理解するためのキーワードとして、①情報の収集・利用のルール(一五条~一七条)、②情報を安全に管理する義務(二〇条)、③第三者への提供の制限(二三条)、④本人間与手続(二四条等)等が挙げられよう。

本法が適用される個人情報取扱事業者とは、民間部門において個人情報データベース等を事業の用に供している者である(二条三項)。

「事業の用に供している」とは、社会生活上の地位に基づき反復継続して行うことであり、営利・非営利、法人・個人を問わない。ただし、五〇〇人以上の個人データをデータベース化している事業者が対象となる(施行令2条)。しかし、私たち司法書士の場合は、すでに五〇〇人以上の個人顧客の名簿等(情報)を保有しているか否かに關係なく、すべてが個人情報取扱業者に準じた取扱がなされる(法務者のガイドライン参照)。つまり、司法書士は、法律実務家として法令に精通する義務(司法書士法二条)とともに、個人情報取扱事業者としても本法を十分に理解し適正な運用に努める責務を負っているのである。

法が施行され、対象企業等は、コンプライアンスの遵守とともに個人情報保護のための態勢整備に取り組んでいる。しかし一方で、先のJR福知山線脱線事故における病院への安否確認に対する法を盾とした拒否や、多重債務整理において法律実務家による金融機関に対する債務残高照会への拒否など、過剰反応による法の曲解・誤解に基づく対応が問題となっている。法の適正な運用と周知のため、私たちの果たす役割が大きいことを痛感している。